

吉野川市国民健康保険税コロナ減免 フローチャート

スタート①、②、③お試してください。

① 65歳未満で国民健康保険加入の主たる生計維持者が会社都合で解雇・失業しましたか？

はい

雇用保険受給資格者証をお持ちの方で離職理由コードが該当する場合、「非自発的失業者の軽減制度」を受けられる可能性があります。（☆非自発的失業者の軽減についてを参照）
●「非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減申請書」にて申請いただきます。

いいえ

主たる生計維持者の前年所得金額は、0円ですか？

はい

いいえ

主たる生計維持者の収入（事業・給与・不動産・山林のいずれか）が令和元年中と比べて3割以上減少する見込みですか？

いいえ

コロナ減免に該当しません。
納付相談を受け付けています。

はい

主たる生計維持者の上記以外の令和元年中の所得合計が400万円以下ですか？

いいえ

はい

主たる生計維持者の令和元年中の所得合計が1,000万円以下ですか？

いいえ

はい

② 新型コロナウイルス感染症の影響で主たる生計維持者が失業または事業等を廃止しましたか？

はい

③ 主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡、又は長期間治療しましたか？

はい

コロナ減免に該当します。

「国民健康保険税減免申請書」にて申請いただきます。

① 収入減少が見込まれる種類の「前年中収入」「今年中収入（見込み含む）」のわかるものを添付していただきます。

② 失業または事業等が廃止されたことがわかる証明書を添付していただきます。

③ 死亡診断書、又は長期間治療したことのわかる診療報酬明細書等を添付していただきます。

（お問合せ先）

吉野川市国保年金課 国民健康保険税係

TEL 0883-22-2213 FAX 0883-22-2243

三密を防ぐため、まずはお電話でお問合せください。